

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年 9月 2日
発信課	環境部環境指導課水・大気環境係
担当者	田代 剛
連絡先	電 話 0166-25-6369
	F A X 0166-29-3977
	E-mail kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <b>その他</b> (該当する分類を囲むこと。)
日 程	発表日から報道を解除する等の予定はありません。
発表項目 (行事名)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果 について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	・旭川市では、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)に基づいて、環境中及び事業場のダイオキシン類の調査測定を実施しています。また、法で定める特定施設の設置者は、ダイオキシン類の自主測定とその結果の報告が義務付けられています。 この度、平成30年度中に実施した調査測定の結果がまとまったので、法第27条第3項及び第28条第4項の規定により公表します。
添付資料	<b>有</b> ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ・平成30年度ダイオキシン類調査測定結果公表報道依頼(表紙) ・平成30年度ダイオキシン類調査測定結果公表報道依頼(本文)
報道(取材)に当 たっているの お願い	特にありません
備 考	

旭環指第250号  
令和元年9月2日

報道機関各位

環境指導課長

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて平成30年度中に実施したダイオキシン類の調査測定の結果について、別紙のとおり公表いたします。

連絡先

旭川市環境部環境指導課

電話 25-6369（内線 5242, 5243）

担当：矢吹，古賀，長谷川

# ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果について

(平成 30 年度調査分)

令和元年 9 月 2 日(月)  
旭川市環境部環境指導課  
TEL 0166-25-6369(内線 5242)

旭川市では、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)に基づいて、環境中及び事業場のダイオキシン類の調査測定を実施しています。

また、法で定める特定施設の設置者は、ダイオキシン類の自主測定とその結果の報告が義務付けられています。

この度、平成 30 年度中に実施した調査測定の結果がまとまったので、法第 27 条第 3 項及び第 28 条第 4 項の規定により公表します。

なお、測定結果は、いずれも国が定めた基準を満たしていました。

## 1. 市の環境調査測定結果

### 調査地点

- (1) 大 気            2 地点
- (2) 河川水           2 地点
- (3) 地下水           1 地点
- (4) 河川底質        1 地点
- (5) 土 壤            3 地点

### (1) 大 気

大気環境測定局 2 地点について年 3 回調査を実施しました。年平均値は、環境基準値(年平均値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を下回っていました(表-1)。

表-1 大 気

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

測定地点	測定月	5月～6月	9月	1月～2月	年平均値
北門測定局(錦町21丁目)	測定値	0.012	0.015	0.016	0.014
東光測定局(東光8条3丁目)		0.0049	0.012	0.015	0.011

(2) 河川水

市内河川の2地点について年1回調査を実施しました。測定値は、2地点とも環境基準値(年平均値 1pg-TEQ/L)を下回っていました(表-2)。なお、河川水、地下水及び河川底質は7月に調査を実施しました。

表-2 河川水 単位: pg-TEQ/L

測定地点	測定値
石狩川(伊納大橋)	0.085
牛朱別川(緑橋)	0.22

(3) 地下水

地下水1地点について調査を実施し、環境基準値(年平均値 1pg-TEQ/L)を下回っていました(表-3)。

表-3 地下水 単位: pg-TEQ/L

測定地点	測定値
旭川市総合庁舎(6条通9丁目)	0.050

(4) 河川底質

河川底質1地点について調査を実施し、環境基準値(150pg-TEQ/g)を下回っていました(表-4)。

表-4 河川底質 単位: pg-TEQ/g

測定地点	測定値
石狩川(伊納大橋)	0.11

(5) 土 壤

市内全域を 34 の地域に区分し，そのうち 3 地点を選定し調査を実施しました。3 地点とも環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を下回っていました（表－5）。なお，調査は 9 月に実施しました。

表－5 土 壤

単位：pg-TEQ/g

測定地点	測定値
忠和あかね公園（忠和 5 条 4 丁目）	0.37
錦はるかぜ公園（錦町 21 丁目）	0.12
千代の山公園（春光台 3 条 3 丁目）	0.22

## 2. 特定事業場に対する立入調査

### (1) 大気基準適用事業場

測定結果は表－6のとおりです。以下の事業場は法で定める排出基準を満たしていました。

表－6 大気基準適用事業場の立入検査結果 単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>

事業場名	特定施設の種類	採取日	測定結果	排出基準
旭川市近文清掃工場 2号炉	令別表第1第5号 廃棄物焼却炉	7月20日	0.00072	1

### (2) 水質基準適用事業場

測定結果は表－7のとおりです。以下の事業場は法で定める排出基準を満たしていました。

表－7 水質基準適用事業場の立入検査結果 単位：pg-TEQ/L

事業場名	特定施設の種類	採取日	測定結果	排出基準
旭川市下水処理センター	令別表第2第18号 下水道終末処理施設	11月6日	0.00012	10

### 3. 特定施設設置者による自主測定結果

法で定める特定施設の設置者は、排出ガス(廃棄物焼却炉については、ばいじん及び燃え殻等も含む)や排出水について、毎年1回以上のダイオキシン類の測定とその結果の報告が義務付けられています。

#### (1) 大気基準適用施設(排出ガス)

平成30年度は、大気基準が適用される10施設のうち、全ての施設から排出ガスのダイオキシン類測定結果の報告がありました(表-8)。

いずれも法で定める排出基準を満たしていました(表-9)。

表-8 測定対象施設数等

特定施設名	測定対象施設				
	計	報告施設	休止施設	測定期限未到来施設	測定未実施施設
廃棄物焼却炉	10	10	0	0	0

注1. 休止施設とは年度を通じて休止していた施設です。

注2. 測定期限未到来施設とは当該施設の測定期限が平成30年度中にあるため、平成29年度においては測定を実施しなかった施設です。

表-9 排出ガス測定結果

単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

施設区分	種別	報告施設	測定結果範囲	排出基準	基準超過施設	
廃棄物焼却炉		10	0~1.4		0	
焼却能力	4t/h以上	新設	—	0.1	0	
		既設	2	0.0016~0.0017		
	2t/h以上 4t/h未満	新設	1	0	1	0
		既設	1	0.000093	5	
	2t/h未満	新設	4	0~0.80	5	0
		既設	2	0.045~1.4	10	

(2) 水質基準適用施設(排水水)

平成 30 年度は、水質基準が適用される 2 施設全てから排水中のダイオキシン類測定結果の報告がありました。

いずれも法で定める排出基準を満たしていました(表-10)。

表-10 排水水測定結果

単位: pg-TEQ/L

特定施設名	対象施設	報告施設	未報告施設	測定結果	排出基準	基準超過施設
クラフトパルプ漂白施設	1	1	0	0.39	10	0
下水道終末処理施設	1	1	0	0.00062	10	0

(3) ばいじん、焼却灰その他の燃え殻(ばいじん等)

廃棄物焼却炉におけるばいじん等に係る自主測定については、10 施設についてダイオキシン類測定結果の報告がありました。いずれも処理基準を満たしていました(表-11)。

なお、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等に含まれるダイオキシン類については、排出基準は設定されていませんが、埋立処分等を行う場合には、ダイオキシン類の濃度を 3ng-TEQ/g 以下となるように処理しなければなりません。

表-11 ばいじん等測定結果

単位: ng-TEQ/g

対象特定施設数	対象施設	報告施設	休止施設	測定期限未到来施設	測定未実施施設	測定範囲 (ng-TEQ/g)	処理基準	基準超過施設
廃棄物焼却炉	10	10	0	0	0	0 ~ 0.068	3	0

〈参 考〉

微量物質のための単位

g (グラム)

mg (ミリグラム) =  $10^{-3}$  g (千分の 1 グラム)

$\mu$ g (マイクログラム) =  $10^{-6}$  g (100 万分の 1 グラム)

ng (ナノグラム) =  $10^{-9}$  g (10 億分の 1 グラム)

pg (ピコグラム) =  $10^{-12}$  g (1 兆分の 1 グラム)